

議会運営委員会課題

1 議会基本条例関係

ア 議員報酬について

第20条 議員報酬は、地方自治法(昭和22年法律第67号)の趣旨を踏まえ、議員活動に専念できる制度的な保障、公選としての職務や責任等を考慮し、別に条例で定める。

2 議会は、議員報酬の改正に当たっては、社会経済情勢及び市の財政状況並びに類似団体における議員報酬との比較、市民及び学識経験を有する者からの意見等により検討を行い、客観的な判断に基づき提案しなければならない。

イ 見直し手続について

第22条 議会は、一般選挙を経た任期開始後、できるだけ速やかにこの条例の目的が達成されているかどうかを議会運営委員会において検討するものとする。

2 議会は、前項の規定による検討の結果、議会関係条例等の改正が必要と認められる場合は、適切な措置を講ずるものとする。

ウ 議会報告会の開催について

2 長期欠席議員の議員報酬及び期末手当の減額について

3 ICT活用 タブレット、今年度、執行部はペーパーレス化、タブレット導入 NTTビジネスソリューションズ(西村)、ICT活用勉強会(2/1)

4 その他

ア 予算・決算特別委員会を常任委員会にする。

長久手市議会委員会に関する条例

第3条 議員は、少なくとも1つの常任委員会の委員(以下「常任委員」という。)となるものとする。

第3条の2 常任委員の任期は1年とする。ただし、後任者が選任されるまで在任する。

イ 今年度から政策秘書課で総合計画事業が行われる。地方自治法の改正により、総合計画の策定義務がなくなり、自治法上の議決事件ではなくなった。市民総動員の計画づくりと謳っているが、議会(議員)の関与がない。議会基本条例検討時に議決事件の追加の議論もあったが、再度議決事件の追加の条例の議論を行ったらどうか。